第3回宮城地方最低賃金審議会議事録

令和2年8月20日(木)午前10時 仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

室 長 ただ今から、第3回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。 初めに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

> 公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、 以上15名出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2 項により、会議が成立していることを報告いたします。

それでは、議事に入りますが、議事の進行につきましては、会長 にお願いいたします。

赤石会長 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございま す。

本日の審議会は、公開といたします。

最初に、議事録の署名委員を指名させていただきます。

労働者側委員は阿部委員に、使用者側委員は稲妻委員にお願いいたします。

それでは、議題(1)「宮城県最低賃金専門部会報告について」 ですが、初めに事務局から、報告書及び答申の読上げをお願いしま す。

監督官 読み上げます。

令和2年8月3日

宮城地方最低賃金審議会 会長 赤石 雅英 殿

> 宮城地方最低賃金審議会 宮城県最低賃金専門部会 部会長 赤石 雅英

宮城県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月3日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、以下のとおり、労使双方の委員より、政府に対する要望が なされたので、併せて報告する。

1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、生産性の向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むこと。

2 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が懸念されるところであり、事業継続と雇用維持に向け、雇用調整助成金などの支援策について、維持・拡充・追加すること。また、支援策が迅速かつ広く行き渡るよう、事業者への支援、広報並びに事務局体制強化に一層努めること。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 赤石 雅英

北川 章臣

工藤 農

労働者代表委員 阿部 祥大

佐野 研

新関 直人

使用者代表委員 稲妻 敏行

 大内
 仁

 星
 幸一

別紙

宮城県最低賃金

- 1 適用する地域 宮城県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間825円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和2年10月1日

令和2年8月3日

宮城労働局長 毛利 正 殿

宮城地方最低賃金審議会 会長 赤石 雅英

宮城県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和2年7月3日付け宮労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

記

- 1 適用する地域 宮城県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間825円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和2年10月1日

以上です。

赤石会長 ありがとうございました。

報告書が取りまとめられました経過等につきまして、部会長でありました私から説明します。

宮城県最低賃金専門部会の審議経過についてですが、第1回を7月29日(水)、第2回を7月30日(木)、第3回を7月31日(金)、第4回を8月3日(月)に、合計4回の専門部会を開催し、部会長、部会長代理の選出、専門部会の運営規定、全国の賃金改定状況調査結果、宮城県最低賃金改定のための各種統計等の審議資料を事務局から説明を受け、質疑を行ったところです。

今回は、第1回目より本年度の最低賃金の引き上げ額についての 審議を開始いたしました。

コロナ禍の影響が我が国の経済に大きな影響を与えていることを 背景に、本年度は中央最低賃金審議会から目安額が示されないとい う事態となった中、審議に当たっては予備日も含めた計4回の審議 を行っていただいたところです。その中で、公益委員は、双方との 個別審議を繰り返し、労使ともに歩み寄りをしていただき、全会一 致で、1円引き上げて、825円といたしました。

また、専門部会報告を取りまとめるにあたり、労使双方の委員から、政府に対する要望があったため、専門部会報告書に記載をしました。要望の内容については、報告書記載のとおりです。

なお、発効日は令和2年10月1日の指定発効としました。 専門部会での審議経過は以上のとおりです。

赤石会長 報告書の内容やこれらの経過について、何か御質問、御意見はご

ざいませんか。

それでは、ここで労働局長からご挨拶をいただければと思います。

労働局長 赤石会長を始め、各委員の皆様には、慎重なる御審議をいただき、 感謝申し上げます。

> また、専門部会委員の皆様には、コロナ禍による社会情勢のため、 目安額が示されないという大変困難な状況の下、集中してご審議を 重ねていただいたところ、本年は専門部会で公労使委員全会一致で の議決となりました。委員の皆様のご尽力に対し、重ねて御礼を申 し上げます。

> また、部会報告書の中には、中小企業・小規模事業者が継続的に 賃上げしやすい環境整備に引き続き取り組むことや、新型コロナウ イルス感染症の影響が大きくなっている中にあっては雇調金等の各 種支援策の拡充、事務処理体制の強化等に一層努めるよう行政に対 する要望が盛り込まれたところであります。この旨本省に報告させ ていただいたところであり、宮城労働局としても一層の努力をして 参る所存です。

> 御承知のとおり最低賃金の引き上げは、政府の重要な経済施策の 一つであり、また、社会的にも関心が高いものです。

> 最低賃金改正の周知と、その履行確保につきましては、最低賃金 制度が実効あるものとなるよう、宮城労働局として、引き続き、し っかりと取り組んでまいります。

今後ともよろしくご指導・ご鞭撻のほどお願いいたします。

- 赤石会長 それでは、議題(2)「宮城地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申し出について」ですが、答申から効力発効までの流れと今回の答申に対する異議の申出状況について、事務局から説明願います。
- 賃金室長 最低賃金法第11条第1項では、都道府県労働局長は最低賃金審議会からの答申について、その要旨を公示しなければならない旨規定されていますので、8月3日に公示しております。

また、同条第2項には、「最低賃金審議会の意見に係る関係労使は 公示があった日から15日以内に、都道府県労働局長に異議を申し出 ることができる。」と規定されていますので、関係労使からの異議の 申出の締切日を一昨日の8月18日(火)としました。

この期間中に異議があった場合、同条第3項では、「都道府県労働局長は、最低賃金審議会の意見を求めなければならない。」と規定さ

れており、8月7日付けで宮城県労働組合総連合様より、また、8月16日付けで宮城全労協様から、宮城労働局長あてに異議申出書が提出されましたので、その取扱いを決める本審を本日開催させていただいたところです。

以上でございます。

赤石会長 それでは、諮問を受けることとします。

労働局長 異議申出について、諮問いたします。 よろしくお願いいたします。

赤石会長 ただ今、局長から諮問を受けました。

事務局で諮問文を読み上げた後、異議申出内容について説明をお願いします。

監督官それでは読み上げます。宮労発基 0820 第 1 号令和2年8月20日

宮城地方最低賃金審議会 会 長 赤石 雅英 殿

宮城労働局長 毛利 正

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (諮問)

標記について、宮城県労働組合総連合から令和2年8月7日付けをもって、また、宮城全労協から令和2年8月16日付けをもって、 最低賃金法第12条による異議の申出がそれぞれありましたので、 貴審議会の意見を求めます。

以上です。

賃金室長 それでは改めてご説明いたします。

最低賃金法第11条第2項におきましては、最低賃金審議会の意見に関わる地域の労働者、または使用者は、異議申出の公示があった日から15日以内に都道府県労働局長に異議を申し出ることができると規程しています。この異議申出制度の趣旨は、関係者に対し、審議会の意見に関して反対意見を述べる機会を与えるものである、というものです。

最初に資料番号3の1の宮城県労働組合総連合様からの異議申 出についてご紹介いたします。 宮城県労働組合総連合様からの要請は、本年7月3日の第1回本審におきまして、最低賃金の引上げと中小・零細企業支援の拡充及び最低賃金の引上げに関連する労働行政の改善を求める要請を審議しようとしましたほか、審議会で要請項目を読み上げております。また7月29日の第2回審議会におきまして、宮城県労働組合総連合議長の高橋正行様からご意見を表明していただきました。

さらに7月21日付けで要請がありましたコロナ禍を理由に最賃引上げ凍結をせず、ただちに1,000円以上に引上げを求める要請書を読み上げさせていただくとともに、署名2,709筆が提出されたことを紹介させていただいたところです。今回の異議内容ですが、これまでのご要請について改めて述べられている部分がございますので、内容につきましては、委員の皆様にご確認いただければと思います。本審議会で審議を行った公示に対する異議の部分をご説明いたしますと、記の下の行にありますが、

- 1. 宮城地方最低賃金額を1円引上げ、825円とするとした答申については不服である。再審議を求める。
- 2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制など展望し、 当地方の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引上げること。 としたものです。その理由としましては、2ページ以降に記載さ れていますが、労働者の生計費からかけ離れた金額であること。 コロナ禍の厳しい状況での引上げが必要であること、との申出で す。

次に資料番号3の2にあります、宮城全労協様からの異議申出 についてご紹介いたします。

宮城全労協様からの要請は、本年7月3日に開催しました第1回審議会におきまして、6月16日付けの宮城県最低賃金審議への要請を審議の資料として、要請事項を読み上げております。

また7月29日の第2回審議会におきましては、全国一般全国協議会宮合同労働組合執行委員長の星野憲太郎様からご意見を表明していただきました。異議申出の内容につきましては、これまでのご要請について改めて述べられている部分もありますので、その部分は委員のみなさまでご確認いただければと思います。

本審議会で審議を行った公示に対する異議の部分をご説明します。 1ページの中ほどから読み上げますと

「審議会の答申は、宮城の最低賃金額を1時間1円引上げ、825円とする」というものです。この改定額では、最低賃金水準で働

く労働者の生活を向上させるにはあまりに低すぎ、また新型コロナウィルス感染症拡大がもたらす生活不安の解消には遠くおよびません。」

としまして、異議内容及び理由といたしましては、「全国一律、 どこでもだれでも1時間1,500円」のステップとして「1時間1 千円」の実現を求めます。1時間1円の引上げでは、生活の改善 は望めず、コロナ格差拡大する、最賃の地方格差は一向解消しな い、との申し出です。

以上です。

赤石会長 それでは、令和2年8月3日付け宮城地方最低賃金審議会公示「宮 城労働局一般公示第4号」に基づき、宮城県最低賃金の改正決定に 係る異議申出について、審議したいと思います。

事務局から説明がありました異議の理由等を踏まえ、異議申出の取扱について、御発言をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、始めに労働者側委員からお願いします。

阿部委員 宮城県労働組合総連合さん、また宮城全労協さんから異議申出ということで事務局からご説明いただきました。これまで令和2年度の宮城県の最低賃金につきましては、4回にわたり専門部会を開催し、慎重に審議してきましたが全会一致という結果となりました。1円の引き上げで結審いたしましたので、この2つの異議申出書につきましては、棄却すべきと考えます。

赤石会長 次に、使用者側委員からお願いいたします。

星委員 宮城全労協様と宮城県労働組合総連合様からの異議申出の内容に つきましては、大変貴重なご意見として承りたいと思いますが、これまでの本審および4回にわたる専門部会での審議の結果を尊重すべきであると考えます。したがいましていずれの異議申出につきましても棄却を求めます。

赤石会長 ただ今、労使双方の委員から御意見がありました。 次に公益側委員から意見をお願いいたします。

北川委員 本年8月3日に出された答申は、専門部会において4回にわたっ

て審議が行われました。専門部会では、公益委員として全会一致を 目指し、全体審議や労・使双方との個別協議を繰り返し、全会一致 で1円の引き上げ、時給825円として答申が行われたところです。 こうした慎重かつ適正な審議経過からして、この答申を変更する必 要はないものと考えます。

赤石会長 それぞれからご意見がありましたが、そのほかご意見のある方は ございませんか。

委員 (特になし)

赤石会長 皆様のご意見をまとめますと、先の答申は慎重に審議を重ねた上での結論であり、「本審議会の答申どおり」とすべきとのご意見と思われます。つきましては、本件2件の異議申し出は「棄却」としてよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

赤石会長
それでは、全会一致ですべて棄却されました。

従いまして、8月3日付け答申を尊重した改正が行われることと なります。

「令和2年8月3日付け答申どおり決定することが適当である。」旨 の答申を行うこととしたいと思います。

答申文については、私に御一任いただくこととして、事務局に作業をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

赤石会長 ここで、答申文(案)の準備のため、5分程度休会とさせていた だきます。その間に、事務局で準備願います。

(休会 5 分)

赤石会長 それでは再開します。

事務局で、答申文(案)を各委員にお配りし読み上げてください。

監督官 それでは読み上げます。宮城労働局長毛利 正 殿

令和2年8月20日

宮城地方最低賃金審議会 会 長 赤石 雅英

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申) 令和2年8月20日付けで貴職から、令和2年8月3日付宮城県最 低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する宮城県労働組合総 連合及び宮城全労協からの異議申出に関し意見を求められたので、 当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、 下記の結論に達したので答申する。

記

令和2年8月3日付け答申どおり決定することが適当である。 以上です。

赤石会長 答申文は、これでよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

赤石会長
それでは、これにて局長に答申いたします。

局 長 ただ今、異議の申出につきまして答申をいただきました。ご審議 ありがとうございました。

本日の答申を尊重させていただき、宮城県最低賃金の決定に向けて、所要の手続きを進めてまいりたいと考えています。

赤石会長 それでは、議題(3)「宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。

去る7月29日の第2回本審において、宮城県特定最低賃金改正 決定の必要性の有無についての諮問を受け、その審議については、従 来どおり本審において一括審議すると、決定していたところです。

始めに、事務局から資料等について説明願います。

賃金室長 それでは、説明させていただきます。

それでは、資料4の「宮城県特定最低賃金必要性審議」の資料を、 ご覧ください。この資料は、目次のとおり、ローマ数字の「I最低賃 金関係」、「Ⅲ賃金関係」、「Ⅲ賃金実態調査結果」、「Ⅳ事業の動向」、「V労働関係」、「Ⅵみやぎの経済月報」と例年使っているスタイルを更新したものであります。

一部に地方最低賃金審議会専門部会で配付した資料もございますが、本日改めて配付させていただきました。

ローマ字数字Iの「最低賃金関係」の資料になります。

1ページは、これは、宮城県の最低賃金決定状況について、平成22年から令和元年までの10年間分の経過をグラフで示したものです。宮城県最賃と宮城県の特定最賃が折れ線グラフで示され、県最賃の引き上げにならって特定最賃も上昇していることがわかります。平成22年当時、特定最賃で最も高い鉄鋼業780円と県最賃674円の差は、106円でしたが、令和元年では、鉄鋼業923円と県最賃824円で99円の差となり7円縮まりました。

ちなみに、今年の県最賃は、本日の審議で改定決定の手続きを取りますが、1円の引き上げで825円となれば、0.12%の引上げ率となります。また、全国の状況についてですが、例年ですと8月上旬に全国の審議会の答申が出揃うのですが、今年はまで出揃っておらず、全国の状況がわかる資料は、今日時点でお示しできない状況です。口頭になりますが、東北各県の答申をお伝えしますと、青森3円引き上げて793円、岩手3円引き上げて793円、秋田2円引き上げて792円、山形3円引き上げて793円、福島2円引き上げて800円という状況でございます。

続きまして2ページは、最低賃金の額の引上げ率の推移です。鉄鋼業は平成24年から30年まで右肩上がりの状況で、28年に2%台、30年には3%に迫る数値となっております。自動車小売業は、平成24年から29年まで右肩上がりで、27年度28年度は2%台、29年は3%台になりましたが、30年から再び2%台になっております。電子部品等製造業は、平成24年から30年まで右肩上がり、29年から2%台になっております。

宮城県の最賃は平成24年から30年まで右肩上がりで、26・27年は2%台、28年からは3%台の引上げ率となっております。

東日本大震災が発生した23年には、県最賃も特定最賃も1円の引き 上げだったため、グラフの上ではほぼ1つの点に集約されています。

また、グラフ及び表の引上げ率をご覧いただくと、3つの特定最賃 の引上げ率は県最賃の引上げ率を下回るという状況が続いていること がわかります。

3ページと4ページは、東北6県の中で、鉄鋼業最低賃金を設定し

ている、青森県、岩手県、そして宮城県の3県の鉄鋼業最低賃金決定 状況について示しています。4ページは引き上げ率の推移でございま す。最低賃金の決定条件につきましては、いずれの年も、宮城、青森、 岩手の順位は変わらない状況です。宮城と岩手の差額は22年当時65 円でしたが、令和元年では73円と広がっております。4ページの引き 上げ率につきましては、平成22年当時、青森が最も高く次いで宮城、 岩手の順でしたが、28年に宮城が青森を抜いています。

5ページと6ページは、東北6県の電気等製造業、電気機械器具製造業、電子部品製造業の最低賃金の決定状況になります。5ページの宮城県は、黒い丸の折れ線であり、東北で一番高い金額となっています。震災の年23年は、宮城、福島は1円の引き上げ、岩手は2円の引き上げでした。宮城と岩手を比較しますと、22年当時は743円と701円で42円の差でしたが、令和元年は862円と818円で44円とあまり変わらない結果となっています。

6ページは少々見づらいのですが、引き上げ率の推移です。22年当時宮城は最も低い引き上げ率でしたが、29年には最も高い引き上げ率になりました。令和元年は6県中上から5番目という結果になっています。

7ページと8ページは、東北5県の自動車小売業最低賃金決定状況となります。山形県は自動車小売業の設定がありません。7ページをご覧いただきますと、平成22年当時宮城は福島に次いで上から2番目に位置しておりました。その後福島県との差が徐々に狭まり28年には同額となり、29年以降は東北5県で最も高い金額となっております。28年の時点で、宮城815円と秋田794円との差は21円でしたが、令和元年には、890円と861円で29円と差が広がっています。令和元年は、青森、秋田、岩手は861円で同額でした。

8ページは引き上げ率の推移ですが、宮城県では、平成29年以降は3%前後の引き上げ率で改定決定しているところです。22年当時宮城が1%に満たずに東北5県で最も低い引き上げ率でしたが、26年に秋田に次いで2位、27年からは最も高い引き上げ率になっています。

9~11ページは、3つの特定最賃に係る業種の適用事業場数と労働者数の推移を示しものであり、前回の本審の時に特定最賃に係る業種の適用事業場数と労働者数の報告をしましたが、それをグラフにしたものです。9ページは鉄鋼業ですが、平成26年の時点で12事業所であったものが、27年には23事業場となり、令和2年は19事業場と変動しております。労働者数につきましても、26年時点では1,500人でしたが、令和2年には1,990人と増えております。

10ページは、電気等製造業になりますが、平成 22 年当時 414 事業 場であったものが、28 年には 265 事業場となり、令和 2 年は 365 事業 場と変動しております。適用労働者数は、22 年当時の 18,900 人から 増減を繰り返し、令和 2 年には 14,690 人となっております。

11 ページは、自動車小売ですが、平成 22 年当時 1,263 事業場であったものが、28 年には 1,071 事業場まで減少しましたが、令和 2 年には 1,638 事業場となり、22 年以降では最も多くなっています。適用事業場数が増えたことにより、適用労働者数の 27、28 年の 8,800 人を底に令和 2 年には 12,020 人にまで増加しています。

続きましてローマ字数字Ⅱは「賃金関係」です。

12ページは、鉄鋼業の「労働協約における賃金の最低額の推移」になります。3社の単純平均額は、右肩上がりとなっていますが、令和2年のA社とB社については、平成31年と同額で協定しています。

13ページですが、鉄鋼業の所定内給与額の推移です。過去5年分について男子労働者と女子労働者に分けてグラフで示しております。男子女子とも企業規模1,000人以上最も高く、次いで100~999人、10~99人の順になっています。

14ページは、19歳までの所定内給与額の推移です。18、19歳の男子労働者の場合、令和元年は、1,000人以上の規模が最も高くなっています。女子労働者も同様の傾向となっています。

15ページからは電気機械器具製造業等です。この表は宮城県のデータです。宮城の特定最賃の電気関係の業種は、電気機械のほかに電子部品・デバイス、電子回路、情報通信機械の3つの各製造業業種で構成されていまして、表はそれらの業種ごとの加重平均をもとにして3業種の合計としています。15ページでは、規模別の全年齢の経過、16ページは宮城の20~24歳の所定内給与額の推移になります。

15ページをご覧いただきますと、男子労働者の場合、1,000人以上最も高く、10~99人規模との差が広がっています。女子労働者につきましても同様の傾向にあります。

16ページでは、平成29年の女子は10~99人が大幅に上昇し、100~999人も上昇していますので、全体が引き上げられていますが、この賃金構造基本統計調査は、抽出調査でして、この女子の10~99人と100~999人のところの調査結果を見直したところ、サンプルがそれぞれ1名ずつしかいなかったことによる影響を受けたと思われます。平成30年度、令和元年度は複数のサンプルがありましたので、平成28年以前の数字におおむね近づいています。

17ページと18ページは、電気機械器具製造業の全国の状況です。

17ページの全国で見た場合、男子労働者も女子労働者も企業規模が大きいほど、所定内給与額が高くなっています。

18ページの全国 20~24歳に限定した場合の男子、女子とも企業規模が大きくなるほど所定内給与額が高くなっています。

次に自動車小売業に移ります。

19ページは、東北3県の自動車外交販売員(男性)の所定内給与額の推移で、平成25年から令和元年まで、宮城、福島、山形の数値を載せています。勤続年数の相違で3県を単純に比較することはできませんが、元年に限りますと、3県の勤続年数で宮城が10.9年、福島が11.4年、山形が17.1年であり、所定内給与を比較しますと、宮城、福島、山形の順となっていますが、過去の年度で比較すると、その順位が固定されているものではないと見られます。

ローマ字数字Ⅲの「賃金実態調査結果」になります。

この調査はサンプル調査で事業所を一定の割合で抽出し、提出のあったデータを掛け算して元の数に戻して復元するというデータ処理をしています。

20ページをご覧ください。調査対象業種は、調査対象産業表の左枠内の総計の次の大計下段 02「特定(産業別)最賃対象産業」から分かれた中計の 09「鉄鋼業」、10「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、11「自動車小売業」の3産業で、細かくは、明細の右端に日本標準産業分類の記号番号で書かれた業種になります。調査時期は、令和2年6月1日現在、調査の企業規模は99人以下の事業所です。

それでは、最初に鉄鋼業を説明します。鉄鋼業は県内で規模 100 名以上を含め 19 社しかありません。このうち規模 99 人以下の事業所を対象に集計しています。

22ページは、「鉄鋼業賃金額の推移」です。棒グラフは、改定前特 定最賃額を示していまして、毎年金額は、上昇していますが、賃金額 につきましては、第1・20分位数を除いて、令和元年をピークに下が っている状況です。

次の23ページは、「電気機械器具製造業賃金実態調査結果報告」です。調査対象労働者数を見ますと、男性労働者、女性労働者ともに減少し男女計の数字が、2,950人から2,554人へと減少しています。

次に一番下の未満率について触れさせていただきます。未満率とは、 最低賃金に達しない、要は、最低賃金違反になっている労働者の割合 を言います。未満率は全地域で、前年の3.73%から10.38%へと増加 しています。男女別内訳を見ますと、男性が0.07%から4.67%へ増加、 女性は7.37%から18.76%へ増加しています。この中で仙台市周辺の男性の未満率が0%から10.10%に、郡部の女性の未満率が5.99%から22.82%にそれぞれ昨年よりも大幅に増加しています。仙台市周辺の男性の未満率上昇の理由としましては、仙台市周辺の男性のうち2名につきまして月給15万円前後となっていまして、時間単価に換算すると特定最賃額を下回る結果となりました。母集団が少ないことも関係しまして仙台市周辺男性の未満率を大幅に引き上げる理由になっております。

また郡部の女性の未満率の上昇の理由についてですが、特定最賃を下回っているものの従事業務が、はんだ付け、目視によらない検査、資材管理、事務などでありまして、県最賃 824 円を支払っている事業所が多く、これらは郡部女性の未満率を大幅に引き上げている原因になります。はんだ付けは他県では適用除外業務としている場合もありますが、宮城県では現在適用除外業務としておらず、検査の中でも目視による検査は適用除外業務にしておりますが、この線引きの理解が適切に行われていない可能性が考えられます。時給 824 円をさらに下回る事例が郡部女性で9名見られましたが、このうち8名が月給制で賃金が支払われておりまして、事業所で時給換算を適切に行わずに特定最賃を下回っている場合、あるいは6月の所定労働時間数が 180 時間以上と多いことが原因で、時間換算すると特定最賃を下回っていることが考えられます。後者の場合は、1年を通して見れば特定最低賃金以上の賃金を支払っていると思われますが、本調査は毎年6月の賃金を対象としているため、今回のような結果が出ております。

24ページには、電気機械器具製造業賃金額の推移のグラフがあります。時間当たり平均賃金額は減少した一方、第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数で賃金額が上昇しています。

25ページは、自動車小売業の賃金実態調査結果です。調査対象労働者数を見ますと、男女計の数値が 7,496 人から 7,273 人へと減少しています。

未満率を見ますと、男女計で昨年 2.56%から 2.60%と若干増加して おり、男女別内訳を見ますと、男性が 1.50%から 0.92%へ減少したもの の、女性は 7.16%から 10.47%に増加しています。

26ページは、自動車小売業の賃金額の推移のグラフがあります。令和元年と令和2年を比較しますと、平均賃金額、第1・4分位数は減少していますが、中位数、第1・10分位数、第1・20分位数が上昇している状況にあります。

つづきましてIVの「事業の動向関係」です。

27~28ページは、宮城県の製造品出荷額と粗付加価値額等の推移です。最新データは平成30年となり、27ページに鉄鋼業、28ページに電気等製造業を載せております。

27ページは鉄鋼業ですが、グラフを見ていただきますと、実線の従業員1人当たりの製造品出荷額等は、平成28年まで下降したものの、それ以降は上昇に転じています。同じく、破線の従業員1人当たりの粗付加価値額は、平成28年以降下降傾向となっています。

また、表の左から4列目の現金給与総額は、平成26年以降は100 億円を超え、平成28年以降増加を続けています。

28ページの電機等製造業について、グラフを見ていただきますと、 従業員1人当たりの製造品出荷額等、従業員1人当たりの粗付加価値 額とも、平成28年を底に、平成29年には増加に転じましたが、平成 30年はわずかに減少しています。

29~31ページは、宮城県の自動車新規登録台数の推移です。29ページは軽自動車を除いたもの、30ページは軽自動車のみ、31ページはそれらの合計です。

29ページをご覧ください。平成27年から令和元年まですべての年で中古車の新規登録台数は、新車のそれを上回っています。平成30年と令和元年を比較しますと、新車登録台数は減ったものの、中古車登録台数が増えたため、合計では若干増えております。さらに絞って令和2年1月から5月までの状況を見ますと、いずれの月も対前年同月比はマイナスになっておりまして、特に4月以降は、マイナス2桁台であり登録台数も4月から急激に落ち込んでいる状況です。

30ページは、軽自動車に限定した統計数です。平成29年以降登録台数は増加していますが、今年の1~5月に絞って推移を見ますと、いずれの月も対前年同月比マイナスの数値であり、特に4月以降は新車及び中古車登録台数が落ち込んでいる状態です。折れ線グラフを見ましても、3月をピークに急激に下がっていることが読み取れます。そのピークの3月でも-1.74%、4月は-14%、5月は-31%と落ち込んでいます。

31ページは、軽自動車を含んだ合計の数値です。平成27年から令和元年の推移では、30年から元年にかけて若干増加しているものの、今年の1月から5月について見ますと、対前年同月比でマイナスになっております、特に4月は13.79%、5月は27.27%、とマイナス幅が大きくなっている状況です。

Vは、「労働関係」です。

32ページは宮城県の労働関係主要指標として、鉱工業生産指数の推移を載せています。ここでは平成27年を100とした場合の指数を示しています。平成30年以降は、上下を繰り返し、今年5月には平成28年以降初めて100を切った状況です。

下のグラフは、仙台市の消費者物価指数の推移です。28年までは、 平成22年を100とし、指数を表していたところですが、29年からは 平成27年を100として指数を表しております。

33ページは、求人倍率の推移となります。

1の新規求人倍率の推移をみますと、黒丸の宮城県は、平成28年 以降、2倍を超える高水準を維持していましたが、今年1月に2倍を 切り、4月と6月にも2倍を切るなど、下降傾向の状況になっていま す。

2の新規求人数及び有効求人数の「対前年同月比パーセント」数 については、プラスとマイナスを繰り返しています。高い求人数がみ られるところですが、時期によるブレが認められるところです。

34ページは、宮城労働局がプレス発表している「一般職業紹介状況」の令和2年6月のものです。

ローマ数字のVIは、47ページからの「みやぎ経済月報」となりますが、48ページの「5月を中心とした宮城県経済の概要」では、「新型コロナウイルス感染症の影響などから、悪化している。」と総括されています。

以上です。

赤石会長たただ今の説明に関しまして、質問等ございますか。

委員(質疑なし)

赤石会長 それでは、改正決定の必要性の有無について、審議に入ります。 労使からそれぞれ御意見をいただきたいと思います。最初に労働 者側から御意見をお願いします。

阿部委員 事務局より、丁寧な説明ありがとうございます。

特定最低賃金につきましては、目安があるわけではないので、金額審議は、本日説明いただいた資料や業界の状況により判断されるものですが、必要性ありとしてお願いしたいと考えます。

赤石会長次に、使用者側の御意見をお願いします。

星委員 特定最賃は、特定の産業の基幹的労働者を対象に地域別最賃より 高い水準が必要な場合に設定されます。今回関係労働者から法に基づ いて3つの産業に関する特定最賃の改正の申し出がありました。経済、 雇用情勢等、賃金動向等にも変化があったと認められることから、使 用者側も必要性ありで同意いたします。

赤石会長 労使それぞれから、御意見を伺いました。

資料説明にもありましたとおり、昨年から現在に至るまで、特定最 賃が適用される、それぞれの産業を取り巻く経済情勢、雇用情勢、賃 金動向等が変化しています。

また、本年度も地域別最低賃金を改正していますので、「改正決定することを必要と認める」との答申を、まとめてよろしいでしょうか。

委員(異議なし。)

赤石会長 それでは、「鉄鋼業最低賃金」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「自動車小売業 最低賃金」の改正の必要性について、全会一致で「改正決定することを必要と認める」旨の答申を行うこととしたいと思います。

答申文については、私に御一任いただくこととして、事務局に作業をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

赤石会長 ここで、答申文(案)の準備のため、5分程度休会とさせていた だきます。その間に、事務局で準備願います。 (休会5分)

赤石会長 それでは再開します。 事務局で、答申文(案)を各委員にお配りし読み上げてください。

監督官 それでは読み上げます。

(案) 令和2年8月20日

宮城労働局長毛利 正 殿

宮城地方最低賃金審議会

会 長 赤石 雅英

宮城県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申) 当審議会は、令和2年7月29日付け宮労発基0729第1号をもって 最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県鉄鋼 業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議し た結果、宮城県鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認 めるとの結論に達したので答申する。

(案) 令和2年8月20日

宮城労働局長毛利 正 殿

宫城地方最低賃金審議会

会 長 赤石 雅英

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)

当審議会は、令和2年7月29日付け宮労発基0729第1号をもって 最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県電子 部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した 結果、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通 信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める との結論に達したので答申する。

(案) 令和2年8月20日

宮城労働局長 毛利 正 殿

宮城地方最低賃金審議会

会 長 赤石 雅英

宮城県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)

当審議会は、令和2年7月29日付け宮労発基0729第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県自動車小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県自動車小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

赤石会長 ただ今の内容でよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

赤石会長 それでは、局長に答申いたします。

赤石会長 「必要性あり」の答申でしたので、次は、特定最低賃金改正の諮問をお受けすることとします。

労働局長 それでは、諮問をいたします。

赤石会長 事務局で、諮問文(写)を各委員にお配りし読み上げてください。

監督官読み上げます。

宫 労 発 基 0820 第 2 号 令 和 2 年 8 月 20 日

宫城地方最低賃金審議会 会 長 赤石 雅英 殿

宮城労働局長 毛利 正

最低賃金の改正決定について (諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

宮城県鉄鋼業最低賃金

(平成6年宮城労働基準局最低賃金公示第2号)

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業最低賃金

(平成20年宮城労働局最低賃金公示第2号)

宮城県自動車小売業最低賃金

(平成6年宮城労働基準局最低賃金公示第3号)

以上です。

赤石会長ただ今の諮問について、事務局から説明をお願いします。

基準部長 ただ今、三つの業種の特定最低賃金につきまして、いずれも改正 の必要性ありとの御答申をいただき、改正の諮問をさせていただき ました。

今後は、既に配付しております資料や今後配付予定の最低賃金実 態調査結果等を参考にしていただき、調査審議をお願いすることと なります。

なお、具体的な調査審議につきましては、それぞれ専門部会を設置して調査審議いただくこととなります。

事務局といたしましても、審議が円滑に進みますよう鋭意努力をしてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

赤石会長 ただ今、三つの特定最低賃金の改正について、諮問を受けました。 調査審議は、これから設置されます各専門部会において行われる ことになりますが、ここで、最低賃金審議会令第6条第5項の適用 等について、お諮りしたいと思います。

事務局から、説明をお願いします。

賃金室長 最低賃金審議会令第6条第5項では、

「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部 会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」 と規定されています。

宮城県最低賃金の改正審議においても、この規定の適用について、 御承認をいただいたところです。

公労使全会一致で決議された場合に限ることになりますが、これから始まる、三つの特定最低賃金専門部会の改正審議につきましても、それぞれの専門部会において全会一致で決議された場合、この条文を適用させていただきたいと考えています。御審議を、よろしくお願いいたします。

また、設置されました専門部会は、最低賃金審議会令第6条第7項により、専門部会の設置を決議する審議会において、あらかじめ、専門部会がその任務を終了したとき、具体的には、当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了したときは、当該専門部会を廃止する旨の決議を行うことができるとされておりますので、本日の審議会において、その旨の決議をお願いしたいと考えております。

赤石会長 ただ今の説明のとおり、これから審議されます三つの特定最低賃金について、各専門部会で全会一致の議決がされた場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用するという取扱いでよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

赤石会長 次に、専門部会については、最低賃金審議会令第6条第7項を適 用し、あらかじめその任務が終了した際には廃止するということに させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

赤石会長 それでは、三つの特定最低賃金について、本年度も専門部会において全会一致で決議された場合には、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることにします。

また、専門部会は、その任務が終了した際には、廃止するという ことにさせていただきたいと思います。

次に、議題(4)「その他」ですが、事務局からお願いします。

賃金室長 二点、御説明申しあげます

一点目は、8月3日に宮城県最低賃金の答申を受け、本日、答申 に係る異議の申出について御審議をいただき、申出のあった異議は 棄却するとの答申を賜りました。

事務局としましては、今後、10月1日を指定日とする発効に向け 官報公示の手続きを行います。

二点目は、特定最賃のスケジュールについてです。

特定最賃の専門部会につきましては、本日、各専門部会委員の推薦公示を行い、9月4日(金)までを推薦期限にさせていただきたいと思います。約2週間という短期間ですが、よろしくお願いいたします。

また、最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者の意見聴取についてですが、これにつきましても本日公示を行うこととし、意見提出の締切りは、9月4日(金)とさせていただきたいと思います。

特定最賃の発効日につきましては、昨年度は、12月15日の統一発効でした。本年度につきましても、12月15日の発効といたしたく、12月15日に発効するためには、10月14日(水)までに答申をいただく必要がございます。委員の皆様から特段の御意見がなければ、三つの特定最賃とも9月半ばから10月14日(水)までの期間で審議日程を確保したいと考えています。審議状況によりますが、15日以降に

ついても対応できるようにしてまいります。

このため、審議日程は専門部会の委員の任命が完了次第、日程調整をさせていただきます。なお、昨年は、各部会2~3回の審議で終了しております。

本日の資料ですが、参考に、8月3日に当局が発表した最低賃金の 答申に係るプレス発表文を配布しておりますので御覧いただければ と思います。

以上でございます。

赤石会長 ただ今、事務局から二点の提案がございました。

一点目は、宮城県最低賃金にかかる官報の公示文については、10 月1日を指定して発効の手続きをとること。

二点目は、各特定最賃専門部会委員の推薦期限及び関係労働者及び関係使用者の意見提出の締め切りをいずれも9月4日(金)までとすることの提案がありましたが、よろしいでしょうか。

委 員 (了承)

赤石会長 それでは、宮城県最低賃金にかかる官報の公示文については、10 月1日の指定発効とすること。

> また、各特定最賃専門部会委員の推薦期限及び意見提出締切日は、 いずれも9月4日(金)とします。

> 事務局から、本年度も、12月15日(金)の統一発効に向け、10月14日(水)までに取り纏めることを前提にして審議を進めるということでよろしいでしょうか。

委 員 (了承)

赤石会長 よろしいということですので、12 月 15 日 (金) の発効を前提に 10 月 14 日 (水) までに取り纏めの審議をお願いいたします。

特定最賃の委員任命手続きはこれからはじまり、審議日程は確定していませんが、特定最賃専門部会の本審委員予定者と本審以外の委員予定者の日程を、9月半ば以降にそれぞれの部会の開催時間を調整して審議を実施することとし、委員に推薦される予定者の方は今後の日程調整に御協力をお願いします。

そのほか委員の皆様方から、何かございますか。

委員 (意見・質疑なし)

赤石会長 それでは、本日の審議会はこれで終了します。 お疲れ様でした。

以上、この議事録が正確であることを証します。

会	長	
議事録署名委員		
議事録署	名委員	